

第1年金及び第2年金の比較

区分	第1年金	第2年金
加入者の範囲	65歳未満の厚生年金加入者全員または一部 (正社員以外のパートタイマー、定年後の再雇用者、嘱託職員を除くことができます)	
年金掛金(月額)	厚生年金の標準報酬月額×1.1 % (参考 968円 ~ 6,820円)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所毎に口数設定可能 <定額コース>1,000円×口数(1口 ~ 30口) ・役職等で個別に設定可能 <変額コース>1,000円×口数(1口 ~ 30口)
利息付与	加入中 / 変動 (0% ~ 5%) 据置中 / 変動 (0% ~ 5%) 受給中 / 2.5%固定	
事務費掛金(月額)	厚生年金の標準報酬月額×0.15% (参考 132円 ~ 930円)	1口100円(上限500円) (第1年金も加入の場合は一律100円)
福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年金相談、各種セミナー(世代別ライフプラン、公的年金、資産形成、介護・相続・新入社員等) ・結婚情報サービス機関・結婚式場・葬祭場の割引利用 	
福利厚生サービス 「えらべる倶楽部」	利用できます	利用できません